

## 栄村震災復興計画の策定方針

### 1 趣 旨

平成 23 年 3 月 12 日午前 3 時 59 分に長野県北部を震源とする震度 6 強の地震が発生しました。村内においては、震災後の避難所生活の心労などから 3 名の方が亡くなり、600 棟を超える住家の全半壊・一部損壊を被るとともに、学校などの公共施設、道路、農業関係施設に、かつて経験したことのない甚大な被害をもたらしました。

今回の震災からの復興は、一刻も早く避難生活や仮設住宅での生活を解消し、被災者の生活再建を図るとともに、社会基盤の本格復旧、地域産業の再生、さらには少子高齢化による人口減少など中山間地域の抱える課題について、長期的視点に立って段階的かつ着実に取組みを進める必要があります。

このことから、村の復興に向けて、夢と希望の持てる復興ビジョンを示すことにより、村が一丸となって復興に向けた村づくりを推進するために、「栄村震災復興計画」を策定するものです。

### 2 計画策定の基本的視点（考え方）

計画の策定にあたっては、村民がこれからも安心して栄村に暮らし続けられるように、被災者の一日も早い生活再建・地域コミュニティの維持を最優先に考え、さらに集落から元気を取り戻し、活力と魅力あふれる村づくりを目指して、村内外のあらゆる英知を結集し、村民とともに、次の視点で計画づくりを進めます。

- ◆ 村民の暮らしの早期再建
- ◆ 災害に強い安全で安心な村づくり
- ◆ 災害をきっかけとした活力のある村づくり
- ◆ 中山間地域の新たな復興モデルの創造

### 3 計画期間

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の計画とし、復興の局面や社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行います。

### 4 計画の位置付け

本計画は、長野県北部を震源とする震災からの復興のための個別計画であるが、その被害はあまりにも甚大で、全村に及んでいる状況にあり、村にとって震災からの復興は緊急かつ最大の課題であることから、当面はあらゆる施策に優先して進めることとし、その後、本計画の内容を総合振興計画に反映させることとする。

【参 考】復興計画と総合振興計画との関係

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
震災復興計画	震災復興計画 (H24～H28)							
総合振興計画	基本構想 (H22～H31)							
	前期基本計画 (H22～H26)			後期基本計画 (H27～H31)				

5 策定体制

(1) 震災復興計画策定委員会

関係機関・団体の有識者と公募の村民から構成される栄村震災復興計画策定委員会を設置し、復興計画に関する事項について、調査・検討を行う。

(2) 村民参加

① 村民意向調査

復興に向けての必要な施策等について、村民の意向調査を行う。

② 住民懇談会

集落毎の懇談会等を開催し、村民への情報提供及び意見聴取を行う。

③ 車座集会

少人数での集会や座談会を開催し、村民への情報提供及び意見聴取を行う。

④ パブリックコメント

計画に対する意見公募を行い、村民への情報提供及び意見聴取を行う。

(3) 庁内体制

① 震災復興本部

計画の策定に関して必要な事項を協議し、所要の調整及び推進を図り、庁内の意思決定機関として審議を行う。

② 庁内計画策定検討会議

各課の係長職で組織し、課内の調整を図りながら、各施策を横断的に審議し、計画素案の検討、調整を行う。

6 策定スケジュール

別紙のとおりとする。

(別紙)

## 栄村震災復興計画策定スケジュール

年度 区分		平成23年度					平成24年度								
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
庁内体制	震災復興本部	策定方針決定		復興本部会議 (月1回程度開催)					計画骨子の検討・協議		計画案の検討・協議		計画決定		
	有識者提言		委員公募	委員選定	策定委員会 (月1回、4~5回程度開催)					計画案の提言					
住民参加	集 落	住民懇談会							住民懇談会						
	村 民			村民意向調査	車座集会(ミニ集会・座談会等) ※復興支援機構「結い」に委託					パブリックコメント		パブリックコメント			
村 議 会			計画策定状況等の報告		計画策定状況等の報告			計画策定状況等の報告			計画策定状況等の報告	計画案の報告・協議			